

○長久手市都市公園条例

昭和54年3月24日

条例第9号

注 平成24年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル(市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは同条第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において「市民緑地」という。)が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル(当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。

3 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

4 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例35・追加、平30条例17・一部改正)

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第1条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

(平24条例35・追加、平30条例17・一部改正)

(公園施設に関する制限)

第1条の4 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

(平30条例17・追加)

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会その他これに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容、行為を行う場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとする場合
 - ア 公園施設の種類
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事実施の方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ その他規則で定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとする場合
 - ア 公園施設の名称及び場所
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の方法
 - オ その他規則で定める事項

(占用の許可)

第7条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) その他規則で定める事項

2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの(設計書等の添付)

第8条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園

の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは同条第3項又は第2条第1項若しくは同条第3項の規定による許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用の許可の際徴収する。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が公益上又はその他特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) 第2条第5項の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、第2条第1項又は同条第3項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第2条第1項又は同条第3項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項等)

第12条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の期間を2週間延長すること。

3 法第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは変更又は公園施設以外の占有物件の設置若しくは変更に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) [前条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により[同条第1項](#)に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の変更及び廃止)

第14条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 [第2条](#)から[第10条](#)まで及び[第12条](#)の規定は、[法第33条第4項](#)に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行わせることができる。

(1) [第5条](#)に規定する利用の禁止又は制限に関すること。

(2) 公園施設([法第5条第1項](#)の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。[第18条](#)において同じ。)の維持管理に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に都市公園の管理を行うことができると認めるものを指定管理者に指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用を確保することができること。

(2) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができること。

(3) 都市公園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) [前項各号](#)に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) [第17条第2項各号](#)に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) [前条第1項各号](#)に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 [第17条第3項](#)の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(罰則)

第20条 [次の各号](#)のいずれかに該当するものに対しては、1万円以下の過料を科する。

(1) [第2条第1項](#)又は[第3項\(第15条において準用する場合を含む。\)](#)の規定に違反して[第2条第1項各号](#)に掲げる行為をした者

(2) [第4条\(第15条において準用する場合を含む。\)](#)の規定に違反して、[第4条各号](#)に掲げる行為をした者

(3) [第12条\(第15条において準用する場合を含む。\)](#)の規定による市長の命令に違反した者

第21条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第13号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第14号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第21号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日前に都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は同法第9条の規定により協議が成立したことにより公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該公園を占有する場合の当該占有物件に係る平成12年度以後の各年度の占有料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該占有物件に係る平成11年度の占有料の額(平成11年4月2日以後に許可を受けた占有物件は、改正前の長久手町都市公園条例第9条及び第10条の規定により算出した占有料の額とする。)に平成11年4月1日から平成12年度以後の4月1日までに経過する年数を指数とする1.1を乗じて得た額(以下「調整占有料額」という。)とする。

(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者(同条第7項に規定する大口ガス事業者を除く。)、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者 改正後の長久手町都市公園条例第9条及び第10条の規定により算出した当該占有物件に係る平成12年度以後の各年度の占有料の額(以下「新占有料額」という。)を当該占有者の事業所及び町長が定める区域ごとに合計した額が調整占有料額を当該占有者の事業所及び町長が定める区域ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新占有料額が調整占有料額を超える場合

付 則(平成17年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第45号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長久手町都市公園条例第17条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

(平25条例38・一部改正)

区分		単位	使用料
1	公園施設を設ける場合	1平方メートル1年につき	円 1,000
2	公園施設を管理する場合	1平方メートル1年につき	1,000
3	都市公園を占用する場合	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合	長久手市道路占用料条例(昭和61年長久手町条例第12号)第2条に規定する道路占用料に定める額
4	物品販売、募金その他これらに類する行為を行う場合	1日につき	1,000
5	業として写真又は映画撮影を行う場合	1日につき	2,000
6	営利を目的とする興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	10

備考

- 1 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は単数はそれぞれ1単位として計算する。
- 2 区分4から6までの使用料は、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。